

三次市教育委員会告示第 号

三次市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成17年三次市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。  
様式第3号及び様式第8号を次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 月 日から施行する。  
（みなし規定）
- 2 この告示の施行日前にしたこれらの行為は、この告示の相当規定によって行われたものとみなす。

様式第3号（第5条関係）

平成 年度 三次市文化財保存事業収支予算書  
 （事業名 \_\_\_\_\_）

1 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	積 算 根 拠
市補助金		
合 計		

2 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額		補助金等充当額	積 算 根 拠
		補助対象経費		
合 計				

上記のとおり相違ありません

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第8号（第9条関係）

平成 年度 三次市文化財保存事業決算書

1 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	積 算 根 拠
市補助金			
合 計			

2 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額		決 算 額		補助金等 充当額	積 算 根 拠
		補助対象 経費		補助対象 経費		
合 計						

上記のとおり相違ありません

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印